

事務局説明資料

2022年11月2日



金融庁

Financial Services Agency, the Japanese Government

- I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応
- II. サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の役割や開示基準の位置付け
- III. サステナビリティ情報に対する保証のあり方
- IV. ご議論いただきたい事項

ディスクロージャーWG報告(抄)(2022年6月13日)

- 本年6月に公表されたディスクロージャーWG報告では、サステナビリティ開示に関し、ロードマップやサステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割の明確化について、検討が必要であると提言された

おわりに

以上が、当ワーキング・グループにおける審議結果である。今後、本報告を踏まえ、サステナビリティやコーポレートガバナンスに関する開示などに関して、金融庁等において早急に制度整備等を行うことを期待する。

この制度整備は、これまで進展してきた企業の情報開示の姿勢を土台として、企業の未来への投資を適切に評価する魅力的な資本市場を構築するため、投資家が重視する中長期的な企業価値に関連する非財務情報の開示を制度面でも後押しし、企業と国内外の投資家との意思疎通を強化するものである。

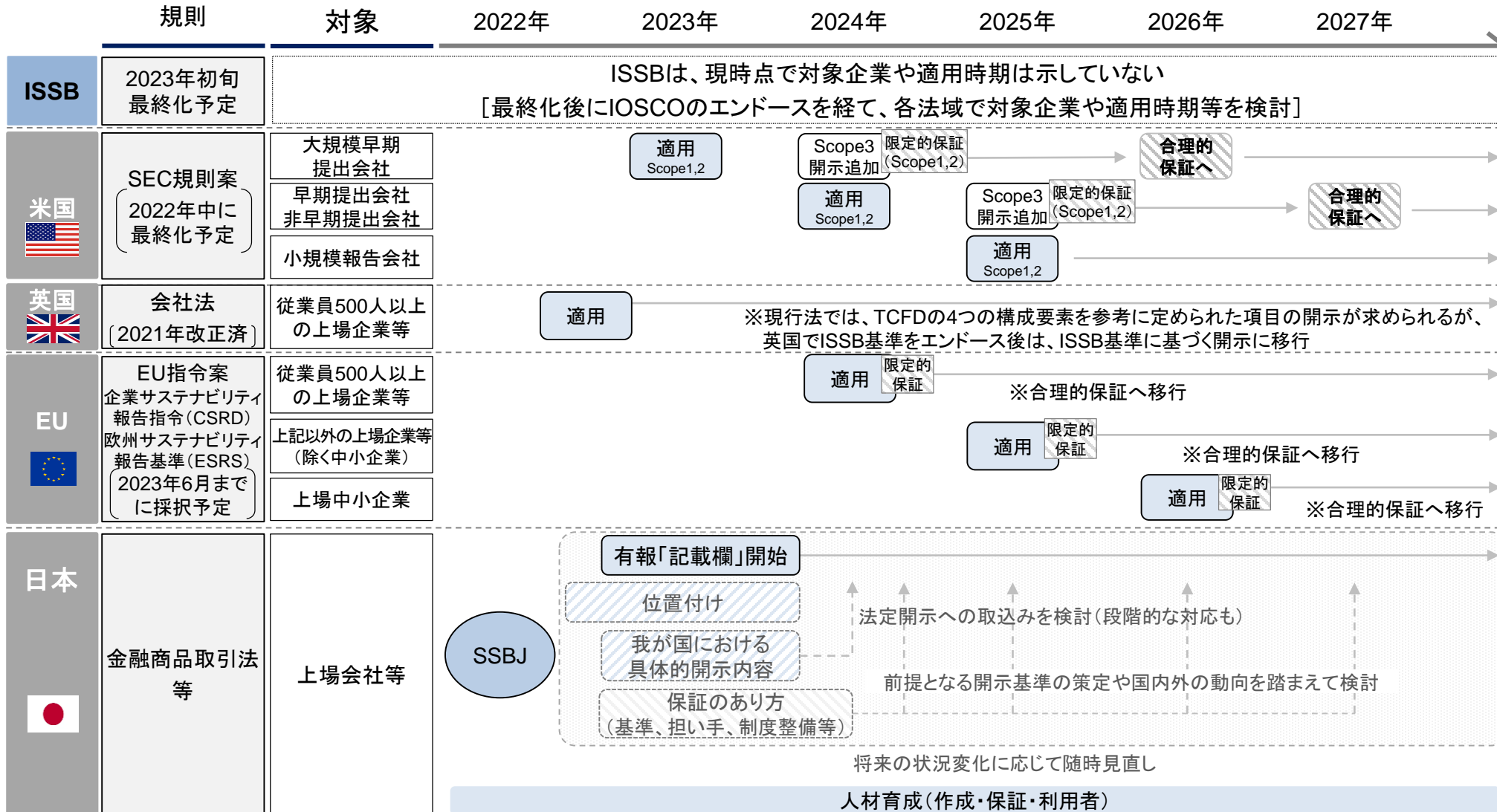
また、企業の情報開示や投資家との対話に係る取組みが形式的なものに終始せず、実質的なものとなることが重要である。そのため、単に既存の開示制度に上乘せをするのではなく、情報の作成者、利用者双方の視点を踏まえ、適切かつ効率的な開示が行われる制度となることにも配意した。

こうした企業情報の開示の環境整備や企業と投資家による建設的な対話等を通じて、中長期的な企業価値向上につながる資本市場が構築されることが望まれる。

また、サステナビリティ開示に関する企業や投資家の実務的準備に資するロードマップ、SSBJの役割の明確化、四半期決算短信への「一本化」の具体化に関する課題等については、当ワーキング・グループにおいて更なる検討を進める必要がある。

諸外国と我が国におけるサステナビリティ開示に係る今後の動き(イメージ)

□ 我が国のサステナビリティ開示については、今後以下のようなスケジュールが考えられる



(注1)ISSB、米国、英国については、気候関連開示に関する規則最終化時期

(注2)「大規模早期提出会社」は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権付株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が700百万ドル以上(関連会社以外が保有するものに限り)、②12ヶ月以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく開示義務の対象となっていること、③1回以上、証券取引所法第13条(a)又は第15条(d)に基づく年次報告書を提出していること、④小規模報告会社の特例の適用対象外であること。「早期提出会社」は、事業年度末において、以下のすべての要件を満たす会社：①議決権付株式及び無議決権付株式につき、直近第2四半期の最終営業日において、世界規模の時価総額が75百万ドル以上700百万ドル未満(関連会社以外が保有するものに限り)、②大規模早期提出会社に適用される上記要件のうち②③④を満たすもの。「非早期提出会社」は、大規模早期提出会社及び早期提出会社の要件を満たさない企業。「小規模報告会社」は、①浮動株時価総額が250百万ドル未満、あるいは②直近の事業年度の収益が100百万ドル未満かつ株式非公開、もしくは直近の事業年度の収益が100百万ドル未満で浮動株時価総額が700百万ドル未満の企業

(注3)CSRDIにおける「中小企業」は、従業員250人以下の企業

目次

- I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応
- II. サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割や開示基準の位置付け
- III. サステナビリティ情報に対する保証のあり方
- IV. ご議論いただきたい事項

ディスクロージャーWG報告(抄)(2022年6月13日)

- 本年6月に公表されたディスクロージャーWG報告において、サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割の明確化について、検討が必要であると提言された

I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

4. 今後の課題

(1) サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割の明確化

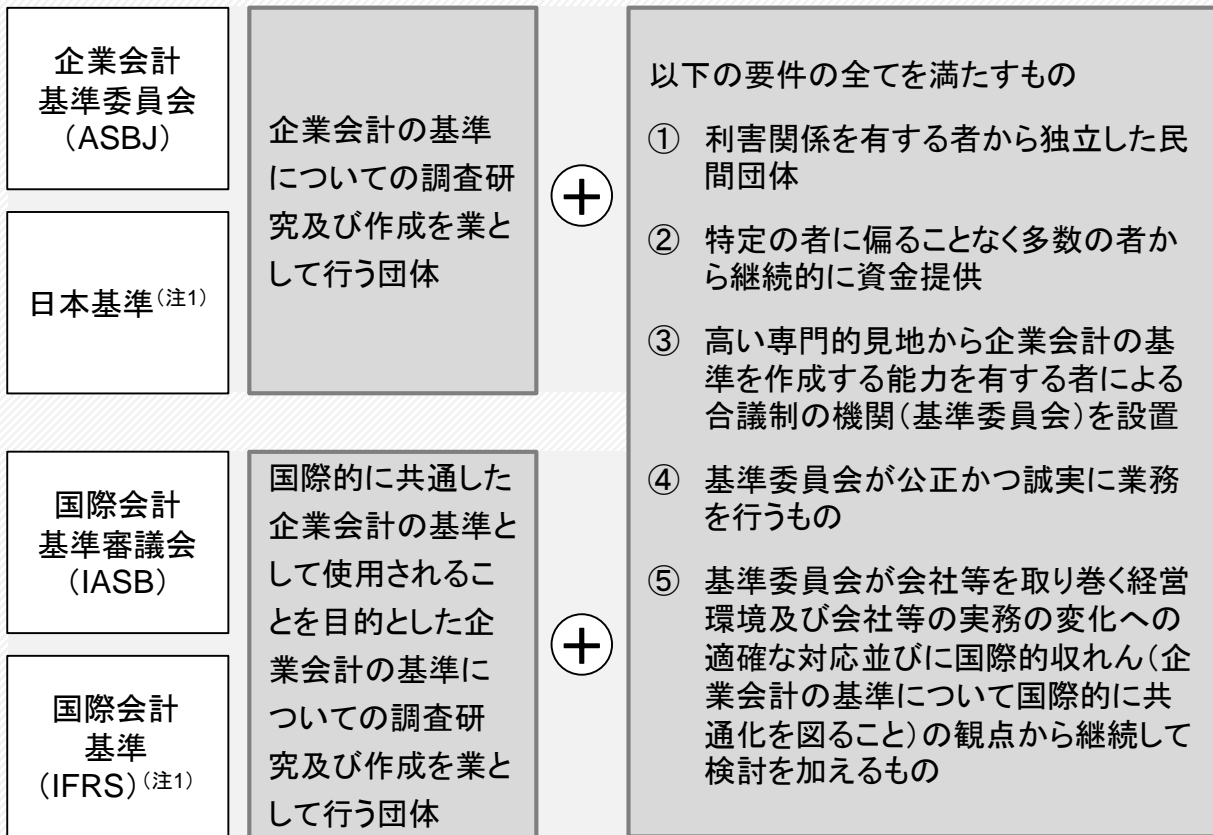
SSBJ設立準備委員会の活動を土台に、本年7月にはSSBJが設立される予定であるところ、SSBJには、国際的な意見発信や我が国におけるサステナビリティ開示の具体的内容を検討するなどの重要な役割が期待されている。当ワーキング・グループにおいては、今後のSSBJによるサステナビリティ開示の具体的内容についての検討成果などを踏まえ、SSBJがその役割を一層積極的に果たせるよう、改めてその取扱いを議論する必要がある。

その際、企業会計基準やその設定主体である企業会計基準委員会(ASBJ)が法令上の枠組みの中で位置付けられていることを参考としつつ、SSBJが策定するサステナビリティ開示の具体的内容やSSBJ自身について、法令上の枠組みを含めて、どのように位置付けるかが論点となる。なお、仮に法令上の枠組みの中でSSBJを位置付ける場合、公正・透明な組織運営や独立性が確保されているか、具体的開示内容の検討に際して適切なデュー・プロセスがとられているか、といった点を含め検討が行われることが適当である。

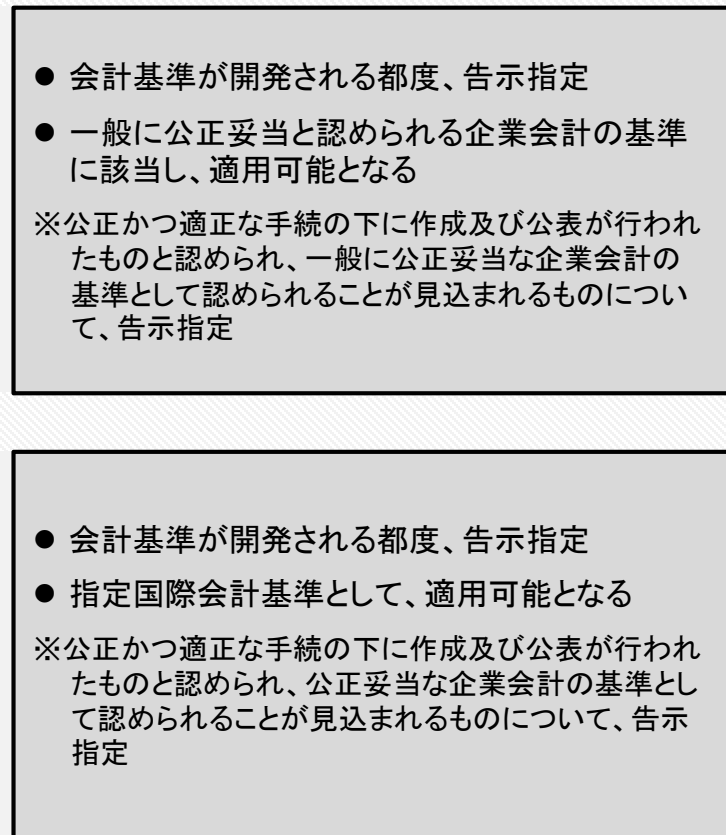
我が国における企業会計の基準設定主体の法令上の位置づけ

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(内閣府令)において、企業会計に係る基準設定主体の5つの要件を規定している。当該基準設定主体が作成・公表した会計基準については金融庁長官が告示指定を行うことで、適用可能となる

会計基準設定主体、会計基準



金融庁長官告示指定



(注1) ASBJは日本基準のほか、IFRSの修正国際基準(のれんの償却、フルリサイクリング(その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理))の作成及び公表を行っている。金融庁長官が当該基準を公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして告示指定しており、適用可能となっている。

(注2) 上記のほか、金融庁長官が公益又は投資者保護に欠けることがないものとして認める場合には、米国証券取引委員会に登録している連結財務諸表提出会社が米国式連結財務諸表を提出することが認められている。(出所) 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第1条、第93条、第94条

目次

- I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応
- II. サステナビリティ基準委員会 (SSBJ) の役割や開示基準の位置付け
- III. サステナビリティ情報に対する保証のあり方
- IV. ご議論いただきたい事項

- 本年6月に公表されたディスクロージャーWG報告において、サステナビリティ情報に対する信頼性確保について、検討が必要であると提言された

I. サステナビリティに関する企業の取組みの開示

4. 今後の課題

(2) サステナビリティ情報に対する信頼性確保

(～略～)

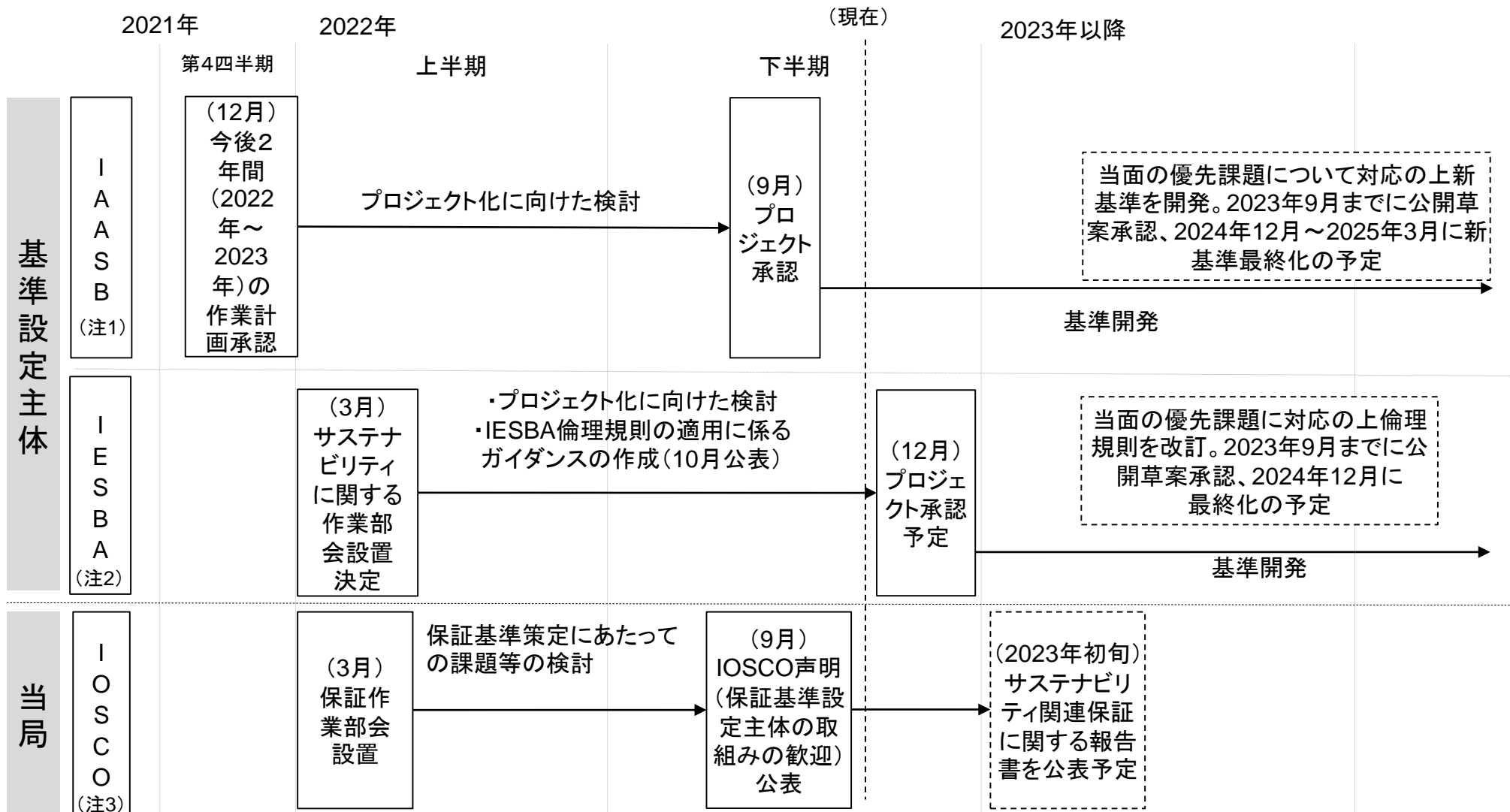
サステナビリティ情報に対する保証の検討を進めるに当たっては、

- ・ 保証の前提となる開示基準が国際的に議論の途上であること
- ・ サステナビリティ関連情報の保証基準については、今後、具体的な議論が行われること
- ・ 保証に必要な知見・専門性、独立性等の観点から適切な保証主体については様々な意見があること

を踏まえる必要がある。このため、当ワーキング・グループにおいて、前提となる開示基準の策定や国内外の動向を踏まえた上で、中期的に重要な課題として検討を進めていく必要がある。

サステナビリティ保証に関する国際的な動向

- サステナビリティ保証に関する国際基準設定主体 (IAASB・IESBA) は、基準・規則の公開草案承認や最終化の予定、IOSCOはサステナビリティ関連保証に関する報告書の公表の時期を示している



(注1) IAASB 国際監査・保証基準審議会 (International Auditing and Assurance Standards Board) : 国際監査基準 (ISA)、国際保証業務基準 (ISAE) の基準設定主体

(注2) IESBA 国際会計士倫理基準審議会 (International Ethics Standards Board for Accountants) : 独立性に関する要求事項を含む倫理規程の基準設定主体

(注3) IOSCO 証券監督者国際機構 (International Organization of Securities Commission)

サステナビリティ保証に関する基準開発の状況

- 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) 及び国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) では、グローバルの関係者からのニーズを踏まえ、サステナビリティ報告・保証に関連する国際基準の開発に着手

サステナビリティ保証に関する基準開発を行う国際基準設定主体

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) (注1)

- 2022年9月に、プロジェクト承認
- 既存のISAE 3000(注3)をベースに、サステナビリティ保証に特化した規定を盛り込んだ、(ISAE 3000とは別個の) 独立で保証業務の流れに沿った形の、サステナビリティ保証に係る包括的な保証基準 (ISSA 5000 (注4)) を開発
- 職業会計士以外 (Non-PA: Non Professional Accountants) も含めた、全ての保証業務提供者を想定した基準開発を実施
- 迅速な基準開発のニーズを踏まえ、まずは以下6つの優先事項に焦点を当てた基準開発を実施

- ①保証水準、②適切な報告基準、③保証業務の範囲、
④保証業務における証拠、⑤内部統制、
⑥保証業務提供者が適用する重要性

国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) (注2)

- 2022年12月に、プロジェクト承認予定
- サステナビリティ報告及び保証に関連する倫理規則の開発として、既存のIESBA倫理規則を改訂
- Non-PAも含め利用可能な倫理規則を想定
- 以下4つのワーク・ストリームにて改訂作業を実施

1. サステナビリティ情報の保証を実施する際に遵守する独立性規定 (Part 4) の明確化に係る改訂
2. サステナビリティ情報・データを作成する組織内会計士 (PAIB: Professional Accountants In Business) (Part 2) 及び公的会計士 (PAPP: Professional Accountants in Public Practice) (Part 3) のための倫理規定の改訂
3. 職業会計士以外 (Non-PA) によるサステナビリティ保証業務実施のための個別のガイダンスの作成
4. 専門家の利用に関する規定の全体的な見直し

連携

IOSCO 声明

歓迎

- 2022年9月15日、IOSCOはIAASBとIESBAのサステナビリティ保証に関連する基準開発の取組みを歓迎する声明を公表
- あわせて、サステナビリティ保証に関連する基準開発にあたって考慮すべき重要な点として、主に以下の点に言及
 - ✓ タイムリーで協調性のある、職業にとらわれない (profession-agnostic) 基準開発
 - ✓ 保証の対象、適用された保証基準、保証の結論、及び保証水準 (限定的保証もしくは合理的保証) が、サステナビリティ情報の利用者に明確な基準開発
 - ✓ サステナビリティ報告の特色 (より広範な記述情報、将来情報、バリューチェーンに関する情報への依存等) を踏まえた基準開発

(注1) 国際監査・保証基準審議会 (IAASB) は、国際監査基準 (ISA)、国際保証業務基準 (ISAE) の基準設定主体

(注2) 国際会計士倫理基準審議会 (IESBA) は、独立性に関する要求事項を含む倫理規程の基準設定主体

(注3) International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised): 国際保証業務基準第3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2013年12月改訂版)

(注4) International Standard on Sustainability Assurance 5000の略。他のIAASB基準と明確に区別するために、使用されていないナンバリングを適用するとして5000番を使用

(出所) IAASB及びIESBAの2022年9月ボード会合資料、並びにIOSCO声明「IOSCO encourages standard-setters' work on assurance of sustainability-related corporate reporting」(2022年9月15日公表)

サステナビリティ情報に対する保証の担い手①

□ 欧米のサステナビリティ制度開示の保証業務提供者は、監査人に限定しない方向となっている

新たなサステナビリティ制度開示における保証に関する考え方

欧米では、新たなサステナビリティ制度開示に関する検討が進んでおり、現状保証に関しては以下が想定されている。

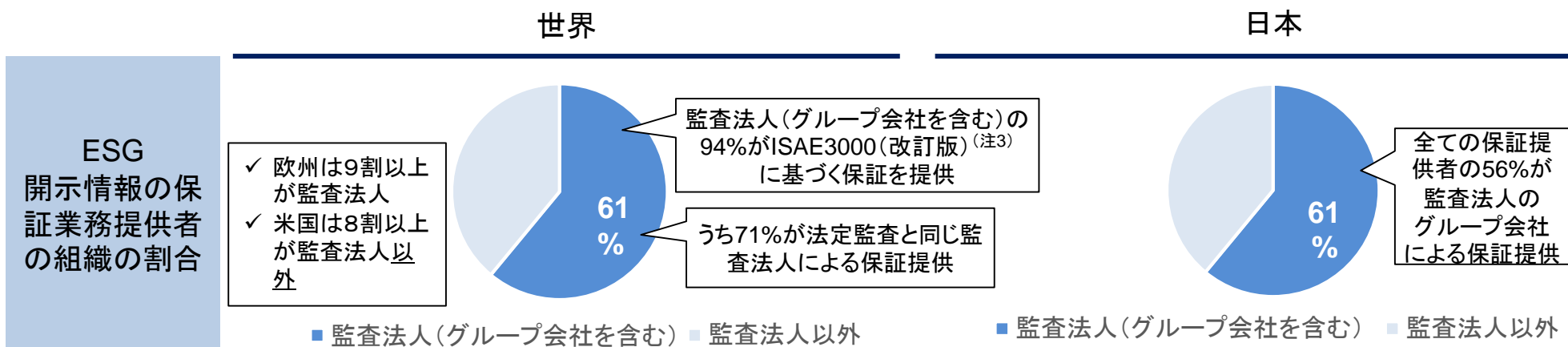
保証の要求

欧州は、2024会計年度より順次限定的保証(その後合理的保証へ移行)を、米国は、GHG排出量のScope1・2について、2024会計年度より順次限定的保証(2026会計年度より合理的保証)を要求する予定。

保証業務提供者

欧州と米国ではともに、法定監査の監査人には限定しないとされている。米国では、保証業務提供者に独立性ルール(財務諸表監査の独立性ルールと類似のもの)を要求する旨が提案されている。(注1)

(参考)現在のESG開示情報の保証業務提供者の状況(注2)



(注1)英国では、監査改革の一環で、サステナビリティ保証も担う専門職として企業監査専門家(corporate auditors:企業報告に関して、会計監査よりも幅広い分野(例えば、サイバー・セキュリティや環境対策に関連する事項)の監査を実施する専門家)の新設が提案されていたが、現時点では採用されていない。

(注2)調査対象は、G20諸国と香港・中国・シンガポールのグローバル企業1400社。2020年までのデータを対象とした調査

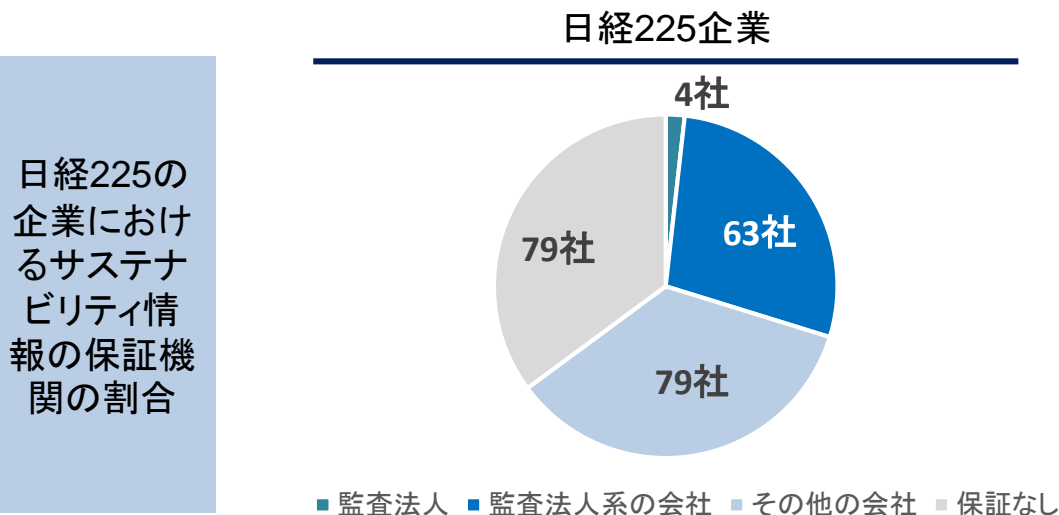
(注3)International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised): 国際保証業務基準第3000号「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2013年12月改訂版)

(出所)国際会計士連盟(IFAC)報告書「The State of Play in Reporting and Assurance of Sustainability Information: Update 2019-2020 Data & Analysis」(2022年7月)

サステナビリティ情報に対する保証の担い手②(我が国の状況)

- 我が国のサステナビリティ情報に対する保証は、現状、日経225企業でみると、監査法人や監査法人系の会社以外のISO認証機関等が半数以上担っている。一方、業界全体としてサステナビリティ人材は不足しており、人材不足は今後も拡大していくとの声もある

日経225企業におけるサステナビリティ情報に対する保証(2022年6月時点)^(注1)



日経225の企業におけるサステナビリティ情報の保証機関の割合

- 企業のサステナビリティ情報に対して保証が付けられているのは65%
- 上記の内、監査法人や監査法人系の会社以外の保証機関は54%
- 「監査品質に関する報告書」等でサステナビリティ人材育成に取り組む旨の記載をしている監査法人も存在

ISO認証機関におけるサステナビリティ情報に対する保証の担い手に関する声^(注2)

- サステナビリティ情報に対する第三者保証のニーズが広がりを見せている中で、温室効果ガス(GHG)排出量以外も含めた幅広い情報に対する保証業務の実施に必要な能力・経験を有している人員は、その需要に対して不足しているのが現状。
- 当該保証業務へ対応可能な人員を十分に確保するためには、教育・研修・実務経験が必要となるが、教育・研修には一定の期間を要し、また現状では実務経験の機会も限られていることから、早急に対応可能な人員を増やすことは困難な状況。
- 将来的に合理的保証^(注3)が要求される場合には、このような人員の不足はさらに拡大することが想定される。

(注1) 日経225企業公表資料より金融庁作成。統合報告書、サステナビリティレポート、自社ウェブサイトにおいて、サステナビリティ情報に関する保証報告書を掲載しているものを集計。P11「(参考)現在のESG開示情報の保証業務提供者の状況」の国際会計士連盟(IFAC)報告書とは調査時点や対象が異なるため集計した数字も異なる。

(注2) 金融庁において、ISO認証機関4社へヒアリング。

(注3) 合理的保証とは、結論を表明する基礎として、業務実施者が保証業務リスクを個々の業務の状況において受入可能な低い水準に抑えた保証業務であり、限定的保証よりも保証水準が高い。監査は、合理的保証。

我が国における財務諸表に関する保証(監査)の枠組み

- 金融商品取引法上の法定開示書類に掲載される財務諸表等については、情報の信頼性確保の観点から、特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けることが義務付けられている

金融商品取引法193条の2

金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社その他の者で政令で定めるもの(次条において「特定発行者」という。)が、この法律の規定により提出する貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する書類で内閣府令で定めるもの(第四項及び次条において「財務計算に関する書類」という。)には、その者と特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人の監査証明を受けなければならない。

監査証明の主な対象書類 (金融商品取引法193条の2)

法定開示書類	監査証明の対象となる財務計算に関する書類 (内閣府令) ^(注1)
有価証券届出書	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ・連結財務諸表 ・四半期財務諸表 ・四半期連結財務諸表
有価証券報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・財務諸表 ・連結財務諸表
半期報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・中間財務諸表 ・中間連結財務諸表
四半期報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・四半期財務諸表 ・四半期連結財務諸表

公認会計士又は監査法人 (金融商品取引法193条の2)

「特別の利害関係のない公認会計士又は監査法人」については、公認会計士法で規定されている。

監査証明を行う者の主な要件 (公認会計士法)

監査人	要件	
公認会計士	使命 職責	監査及び会計の専門家として、独立した立場において、財務書類その他の財務に関する情報の信頼性を確保することにより、会社等の公正な事業活動、投資家及び債権者の保護等を図り、常に品位を保持し、知識及び技能の修得に努め、公正かつ誠実に業務を行わなければならない。(法1条、1条の2)
	業務	公認会計士は、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする。(法2条1項)
	資格	公認会計士試験に合格し、業務補助等の期間が2年以上、かつ、実務補修を終了した者が、日本公認会計士協会に備える名簿に登録する必要。(法3条)
監査法人	定義	監査証明業務を組織的に行うことを目的として、公認会計士法に基づき設立された法人。(法1条の3第3項)
	業務	監査法人は、監査証明業務を行う。(法34条の5)

(注1)財務諸表等の監査証明に関する内閣府令第1条各号

目次

- I. サステナビリティ開示を巡る国際的な動向と我が国における対応
- II. サステナビリティ基準委員会(SSBJ)の役割や開示基準の位置付け
- III. サステナビリティ情報に対する保証のあり方
- IV. ご議論いただきたい事項

サステナビリティ
開示を巡る今後
の議論

- 有価証券報告書における「記載欄」の新設が提言されたサステナビリティ情報について、国際的な議論を踏まえながら日本企業の開示を推進するに当たり、今後、どのような動きを想定しながら、我が国においてどのようなことを議論し、決めていく必要があると考えられるか（ISSBにおける基準の最終化と適用時期の決定、SSBJにおける具体的開示内容の検討と適用時期の決定、有価証券報告書への取込み、保証の議論、人材育成等）

サステナビリティ
開示基準を巡る
今後の動向

- 現在、ISSBが基準の策定途上であることから、ISSBの基準設定のタイミングを踏まえ、日本国内の基準設定の方向性について議論することについて、どう考えるか。
- 本年6月のディスクロージャーWG報告では、今後、SSBJにおいて検討されるサステナビリティ情報の具体的開示内容について、市場区分等に応じて段階的な対応を取るべきかといった点も示されたが、これについて、どう考えるか。（この考え方によれば、例えば、ISSB基準より簡略化された基準ができることも想定されるが、どう考えるか）
- 我が国では複数の会計基準の適用が認められていることを踏まえ、適用している会計基準とサステナビリティ開示基準の関係や、我が国においてSSBJ以外の開示基準（例えば、ISSB基準）の適用を考えることについて、どう考えるか。また、SSBJ以外の開示基準に準拠した開示内容となっている場合に、その旨表明することについてどう考えるか。

SSBJの位置づけ

- 仮に、サステナビリティ開示基準を有価証券報告書に取り込んでいくこととする場合に、我が国のSSBJやSSBJ基準の位置付けについて、どう考えるか。
- サステナビリティ開示基準の設定主体を金融商品取引法上で位置付ける場合には、同法における会計基準設定主体の位置付けを踏まえ、その要件をどのように考えるか。
- 上記の要件を踏まえ、SSBJを金融商品取引法上のサステナビリティ開示の基準設定主体として位置付けることについて、どう考えるか。

サステナビリティ情報に対する保証のあり方

- 国内外の状況を踏まえて、我が国におけるサステナビリティ情報の保証のあり方について、どう考えるか。その際、保証の担い手(知見・専門性、独立性、人材育成)、保証の基準(国際的な基準との整合性)、保証範囲、保証水準について、必要な制度整備も含めて、どのように考えるか。
- 現時点において、サステナビリティ情報に対する任意の保証が行われている場合があるが、有価証券報告書に新設される「記載欄」における、こうした任意の保証への言及について、どう考えるか。

ロードマップ

- 我が国のサステナビリティ開示の段階的な拡充に向けて、企業、投資家、保証の担い手等の関係者の実務的準備の観点から、将来の状況変化に応じて随時見直しすることを前提にした、ロードマップを今後作成していくことについて、どう考えるか。